

平成 2 9 年

上尾市議会 3 月定例会議案

条例案資料

条 例 案 資 料 名

議案第 1 3 号	「上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1
議案第 1 4 号	「上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	2
議案第 1 5 号	「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	3
議案第 1 7 号	「上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	6
議案第 1 8 号	「上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	8
議案第 1 9 号	「上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1 0
議案第 2 0 号	「上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1 3
議案第 2 1 号	「上尾市要介護高齢者等手当支給条例及び上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1 5
議案第 2 3 号	「上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	2 0

議案第 13 号

「上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

国家公務員における制度改正に準じて、職員が介護休暇を 3 回まで分割して取得することができるようにするほか、介護時間を新設するための改正

2 内 容

- (1) 育児のための深夜勤務の制限等に係る子の範囲の見直し（第 8 条の 2 関係）

育児のための深夜勤務の制限等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。

- (2) 介護を行う職員の時間外勤務の免除（第 8 条の 2 関係）

職員が要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務を免除する。

- (3) 介護休暇の分割（第 15 条関係）

介護休暇を 3 回まで分割して取得できることとする。

- (4) 介護時間の新設（第 15 条の 2 関係）

連続する 3 年の期間内において、介護のために 1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないことができることとする。

- (5) 介護時間に係る給与の減額（第 15 条の 2 関係）

給与の減額対象に、介護時間の承認を受けて勤務しない場合を追加する。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

議案第14号

「上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲その他同法において条例で定めるとされている事項に関し、規定を整備するための改正

2 内 容

(1) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大（第1条中第2条の2関係）

育児休業等の対象となる子の範囲に、養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を加える。

(2) 子の範囲の拡大に伴い、再度の育児休業等ができる特別の事情の追加（第1条中第8条関係）

再度の育児休業等ができる特別の事情及び終了後1年経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情に、特別養子縁組に係る家事審判事件の終了（特別養子縁組が成立しなかった場合に限る。）等を追加する。

(3) 部分休業と介護時間等の時間数調整（第2条中第16条関係）

「部分休業」と「介護時間又は特別休暇である育児時間」を同日に取得する場合には、それらの合計時間は2時間までとする。

3 施行期日

2の(1)及び(2)は公布の日、2の(3)は平成29年4月1日

議案第15号

「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

公平委員会委員に支給する報酬の支給区分を年額から日額に改めるほか、投票立会人の報酬額を立ち会う時間に応じたものとするための改正

2 内 容

新旧対照表

現 行			改 正 案		
(特別職の職員の範囲) 第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(55) 略 (56) <u>教育相談員</u> (56)の2 <u>さわやか相談室相談員</u> (57) <u>適応指導教室指導員</u> (57)の2 <u>教育心理専門員</u> (57)の3 <u>スクールソーシャルワーカー</u> 二 (58) <u>英語指導助手</u> (59) <u>社会教育指導員</u> (60) <u>公民館長</u> (61) <u>子どもの読書活動支援センター協力員</u> (62) <u>文化財調査専門員</u> (63)～(79) 略			(特別職の職員の範囲) 第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(55) 略 (56) <u>スクールソーシャルワーカー</u> (57) <u>英語指導助手</u> (58)から(61)まで <u>削除</u> (62) <u>公民館長</u> (63)～(79) 略		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
区分		報酬額	区分		報酬額
1～3	略		1～3	略	
4	公平委員会 委員長 委員	年額 56,000円 年額 48,000円	4	公平委員会 委員長 委員	日額 10,000円 日額 9,000円
5 ～47	略		5 ～47	略	
48	<u>投票立会人</u> 投票所の投	日額 10,700円	48	<u>投票立会人</u> 投票所の投	日額 10,700円

	<u>票立会人</u>		<u>票立会人</u>	(投票所の投票立会人として従事する時間が投票時間の2分の1の場合にあつては、5,350円)	
	<u>期日前投票所の投票立会人</u>	<u>日額 9,500円</u>	<u>期日前投票所の投票立会人</u>	<u>期日前投票所の投票立会人として従事する時間が、その期日前投票所における投票時間の2分の1を超える場合は日額9,500円、2分の1以内の場合は日額4,750円</u>	
49 ～55	略		49 ～55	略	
56	<u>教育相談員</u>	<u>月額 112,500円</u>	56	<u>スクールソーシャルワーカー</u> 二	<u>日額 10,800円</u>
56の2	<u>さわやか相談室相談員</u>	<u>月額 147,000円</u>			
57	<u>適応指導教室指導員</u>	<u>月額 112,500円</u>	57	<u>英語指導助手</u>	<u>月額 375,000円以内</u>
57の2	<u>教育心理専門員</u>	<u>月額 240,000円</u>			
57の3	<u>スクールソーシャルワーカー</u> 二	<u>日額 10,800円</u>			
58	<u>英語指導助手</u>	<u>月額 375,000円以内</u>	58から 61まで	<u>削除</u>	
59	<u>社会教育指導員</u>	<u>月額 112,500円以内</u>			
60	<u>公民館長</u>	<u>月額 109,000円</u>			
61	<u>子どもの読書活動支援センター協力員</u>	<u>月額 105,000円</u>			

<u>62</u>	<u>文化財調査専門員</u>	<u>月額 112,500円以内</u>	<u>62</u>	<u>公民館長</u>	<u>月額 109,000円</u>
63 ～ 79	略		63 ～ 79	略	

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

議案第17号

「上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査において、簡易な計算方法を用いて当該審査を行う場合の手数料を追加するための改正

2 内 容

(1) 低炭素建築物認定制度

低炭素建築物認定制度とは、市街地における低炭素化の措置（断熱性、省エネ設備等）が講じられた建築物が、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で求められる水準よりも高いエネルギー消費性能（以下「省エネ性能」という。）を有していることを所管行政庁（本市においては市長）が認定する制度である。認定を受けると、税制上の優遇措置や容積率の緩和を受けることができる。

(2) 簡易な計算方法を用いて審査を行う場合の手数料の追加

建築物の省エネ性能を算定するに当たり、これまでの計算方法に加え、簡易な計算方法である「**モデル建物法**」を用いることができるよう国の技術基準が改正されたことから、低炭素建築物新築等計画の認定申請に対し、「**モデル建物法**」を用いて審査を行う場合の手数料を追加する。

計算方法ごとの低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の金額の比較

床面積（㎡）	手数料の金額（円）	
	（標準入力法）	（ モデル建物法 ）
～ 300以内	250,000	91,000
300超～2,000以内	412,000	158,000
2,000超～5,000以内	591,000	259,000
5,000超～10,000以内	731,000	343,000
10,000超～25,000以内	867,000	414,000
25,000超～	989,000	486,000

※ モデル建物法

建築物の省エネ性能を算定するに当たり、算定の対象となる個々の建築物の状態に応じて詳細に計算するのではなく、用途や建物形状、部屋の構成などを仮定したモデル建物を設定した上で、それに算定の対象となる建築物の断熱性能や設備の仕様を当てはめて計算する方法

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

議案第18号

「上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

一定規模以上の建築物の新築等に際し、建築物エネルギー消費性能基準の適合が義務付けられることに伴い、当該適合性の判定手数料を新設するための改正

2 内 容

特定建築物の省エネ基準に適合していることの判定について

住宅以外の用途で延べ面積2,000㎡以上の建築物（特定建築物）については、国の定める建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合することが平成29年4月1日から義務付けられる。

これに伴い、所管行政庁（本市においては市長）は、次の(1)及び(2)の適合性判定等の事務を行うこととなるため、当該判定等を受ける者から徴収する手数料の額を定めるもの

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築計画が国の定める省エネ基準に適合していることの判定

(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付

適合性判定を受けた建築計画が変更となった場合に、その変更が省エネ基準に適合する軽微な変更該当していることを証する書面の交付

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の一例

床面積（㎡）	手数料の金額（円）
2,000以上～5,000未満	277,000
5,000以上～10,000未満	362,000
10,000以上～25,000未満	435,000

※ 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料の金額は、この表に定める額の半額とする。

※ 国の定める省エネ基準

次の2つの指標を国の定める基準値以下に抑える必要があるもの

- (1) 建築物の屋根・外壁等の断熱性能
- (2) 空調、換気、照明等の建築設備の使用時におけるエネルギー消費性能

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第19号

「上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定
について」要旨

1 趣 旨

同一の児童に関し支給要件に該当する者が2人以上となる場合の支給対象者を規定するほか、所得制限に関する規定などを整備するための改正

2 内 容

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 略 <u>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（規則で定める状態にある児童を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。</u> <u>(1) 父母が婚姻を解消した児童</u> <u>(2) 父又は母が死亡した児童</u> <u>(3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童</u> <u>(4) 父又は母の生死が明らかでない児童</u> <u>(5) 前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの</u></p> <p><u>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父母並びに児童福</u></p>	<p>(定義) 第2条 略 <u>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。</u> <u>(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（規則で定める状態にあるものを除く。）の母が当該児童を監護する家庭</u> <u>ア 父母が婚姻を解消した児童</u> <u>イ 父が死亡した児童</u> <u>ウ 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童</u> <u>エ 父の生死が明らかでない児童</u> <u>オ アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの</u> <u>(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（規則で定める状態にあるものを除く。）の父が当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする家庭</u> <u>ア 父母が婚姻を解消した児童</u> <u>イ 母が死亡した児童</u> <u>ウ 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童</u> <u>エ 母の生死が明らかでない児童</u> <u>オ アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの</u></p> <p><u>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童（規則で定める状態にあるものを除く。）と同居して、これを監護し、かつ、その生計</u></p>

祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4～7 略

(対象者)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

(1)～(5) 略

(所得による制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、規則で定める者を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としない。

を維持する者であつて、当該児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親でないものをいう。

(1) 母が監護しない前項第1号アからオまでのいずれかに該当する児童

(2) 母がない前項第1号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童

(3) 父が監護しないか、又は父と生計を同じくしない（父がない場合を除く。）前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童

(4) 父がない前項第2号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童

(5) 父母がない児童

4～7 略

(対象者)

第3条 略

2 同一の児童の父、母及び養育者のうちの2人以上が前項の規定の適用を受けることとなる場合においては、次に掲げる者については、同項の規定は適用しない。

(1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の当該父

(2) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となる時の当該養育者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

(1)～(5) 略

(所得による制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、規則で定める者を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める期間、ひとり親家庭等医療費の支給を行わない。

(1)及び(2) 略

2 略

(受給者証の交付)

第5条 略

(届出義務)

第9条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(受給者証の交付)

第5条 略

2 市長は、前項の規定により申請があつた場合において、対象者でないと決定したとき又は前条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、規則で定めるところにより、当該申請を行った者に通知するものとする。

(届出義務)

第9条 ひとり親等は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭_____の現況について、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 施行期日

公布の日

議案第 20 号

「上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について」 要旨

1 趣 旨

敬老祝金を贈呈する対象者を定めた規定を改めるための改正

2 内 容

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>本市に居住する</u> <u>_____高齢者</u>に対し、敬老祝金（以下 <u>「祝金」という。</u>）を贈呈すること により、敬老の意を表するととも に、長寿を祝福し、もって高齢者の 福祉の増進に寄与することを目的と する。</p> <p><u>(祝金の贈呈)</u></p> <p>第 2 条 <u>市長は、毎年 9 月に、その年</u> <u>の 8 月 31 日において次の各号のい</u> <u>ずれかに該当する者で、引き続き市</u> <u>内に 1 年以上居住し、かつ、住民基</u> <u>本台帳法（昭和 42 年法律第 81</u> <u>号）による住民基本台帳に記録され</u> <u>ているものに対して、祝金として当</u> <u>該各号に定める額を贈呈する。</u></p> <p>(1) <u>75 歳の者</u> <u>5,000 円</u> (2) <u>77 歳の者</u> <u>10,000 円</u> (3) <u>88 歳の者</u> <u>20,000 円</u> (4) <u>99 歳の者</u> <u>30,000 円</u> (5) <u>100 歳以上の者</u> <u>50,000 円</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 3 条 <u>前条に定めるもののほか、</u> <u>_____必要な事</u> <u>項は、市長が定める。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>市内に住所を有</u> <u>する高齢者</u>に対し、敬老祝金 _____ <u>_____</u>を贈呈すること により、敬老の意を表するととも に、長寿を祝福し、もって高齢者の 福祉の増進に寄与することを目的と する。</p> <p><u>(敬老祝金の贈呈)</u></p> <p>第 2 条 <u>市長は、毎年 8 月 31 日にお</u> <u>いて、次項各号に掲げる者のいづれ</u> <u>かに該当し、かつ、住民基本台帳法</u> <u>（昭和 42 年法律第 81 号）による</u> <u>本市の住民基本台帳に引き続き 1 年</u> <u>以上記録されている者に対して、敬</u> <u>老祝金を贈呈する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により贈呈する敬老祝</u> <u>金の額は、次の各号に掲げる者の区</u> <u>分に応じ、当該各号に定める額とす</u> <u>る。</u></p> <p>(1) <u>75 歳の者</u> <u>5,000 円</u> (2) <u>77 歳の者</u> <u>10,000 円</u> (3) <u>88 歳の者</u> <u>20,000 円</u> (4) <u>99 歳の者</u> <u>30,000 円</u> (5) <u>100 歳以上の者</u> <u>50,000 円</u></p> <p>3 <u>前項の敬老祝金は、毎年 9 月に贈</u> <u>呈するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 3 条 <u>この条例に定めるもののほ</u> <u>か、敬老祝金の贈呈に関し必要な事</u> <u>項は、市長が定める。</u></p>

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

議案第 2 1 号

「上尾市要介護高齢者等手当支給条例及び上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

要介護高齢者が病院に入院した場合には、当該要介護高齢者に対する手当又はその介護者に対する慰労金を支給しないこととするための改正

※ ただし、手当又は慰労金を支給しないこととするのは、要介護高齢者が月の初日から末日までの全ての期間にわたり引き続いて入院した場合に限るものとする。

2 内 容

(1) 新旧対照表（上尾市要介護高齢者等手当支給条例）

現 行	改 正 案
<p><u>上尾市要介護高齢者等手当支給条例</u></p>	<p><u>上尾市要介護高齢者手当支給条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、身体上又は精神上的の障害のため日常生活に著しい支障のある高齢者に対し、<u>要介護高齢者等手当</u>（第7条を除き、以下「手当」という。）を支給することにより、これらの高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、身体上又は精神上的の障害のため日常生活に著しい支障のある高齢者に対し、<u>要介護高齢者手当</u>（第7条を除き、以下「手当」という。）を支給することにより、これらの高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>要介護高齢者等</u>」とは、<u>上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例</u>（平成4年上尾市条例第11号）第2条に規定する<u>要介護高齢者等</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>要介護高齢者</u>」とは、<u>上尾市要介護高齢者介護者慰労金支給条例</u>（平成4年上尾市条例第11号）第2条に規定する<u>要介護高齢者</u>をいう。</p>
<p>(支給要件)</p> <p>第3条 手当は、次に掲げる要件に該当する<u>要介護高齢者等</u>に支給する。</p> <p>(1) 当該<u>要介護高齢者等</u>が属する世帯の生計中心者に前年の所得（1月から3月までの月分の手当に係る所得については、前々年の所得とする。）に係る所得税が課せられていないこと。</p> <p>(2) 当該<u>要介護高齢者等</u>を介護している者が<u>上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例</u>の規定に基づく<u>要介</u></p>	<p>(支給要件)</p> <p>第3条 手当は、次に掲げる要件に該当する<u>要介護高齢者</u>に支給する。</p> <p>(1) 当該<u>要介護高齢者</u>が属する世帯の生計中心者に前年の所得（1月から3月までの月分の手当に係る所得については、前々年の所得とする。）に係る所得税が課せられていないこと。</p> <p>(2) 当該<u>要介護高齢者</u>を介護している者が<u>上尾市要介護高齢者介護者慰労金支給条例</u>の規定に基づく<u>要介</u></p>

護高齢者等介護者慰労金（当該要介護高齢者等に係るものに限る。）の支給を受けていないこと。

（支給資格の認定）

第5条 第3条各号 に掲げる要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請して支給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 略

（支給期間）

第6条 手当は、認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日

の属する月まで支給する。ただし、次条第1項又は第2項に規定する場合における支給の開始の月については、この限りでない。

（支給の始期の特例）

第7条 埼玉県内の他の市町村から要介護高齢者等手当に相当する手当の支給を受けていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月の初日から起算して3月以内に認定の申請をしたときは、当該手当が支給された最後の月の翌月から要介護高齢者等手当を支給する。

護高齢者介護者慰労金（当該要介護高齢者に係るものに限る。）の支給を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、要介護高齢者が次に掲げる施設に入所し、又は入院しているときは、手当を支給しない。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める施設

3 前項の規定は、月の初日から末日までの全ての期間にわたり引き続いて、同項各号に掲げる施設に入所し、又は入院した場合に限り適用するものとする。

（支給資格の認定）

第5条 第3条第1項各号に掲げる要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請して支給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 略

（支給期間）

第6条 手当は、認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の前日（要介護高齢者が月の初日から末日までの全ての期間にわたり引き続いて、第3条第2項各号に掲げる施設に入所し、又は入院した場合にあっては、当該月の初日の前日）

の属する月まで支給する。ただし、次条第1項又は第2項に規定する場合における支給の開始の月については、この限りでない。

（支給の始期の特例）

第7条 埼玉県内の他の市町村から要介護高齢者手当に相当する手当の支給を受けていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月の初日から起算して3月以内に認定の申請をしたときは、当該手当が支給された最後の月の翌月から要介護高齢者手当を支給する。

<p>2 災害その他やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から<u>要介護高齢者等手当</u>を支給する。この場合において、埼玉県内の他の市町村から<u>要介護高齢者等手当</u>に相当する手当の支給を受けていたときは、その支給を受けた月分の<u>要介護高齢者等手当</u>は、支給しない。</p> <p>(受給資格の消滅)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) <u>要介護高齢者等</u>に該当しなくなつたとき(死亡したときを含む。)</p> <p>(2) <u>第3条各号</u>に掲げる要件を備えなくなつたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(届出)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第3条各号</u>に掲げる要件を備えなくなつたとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>2 災害その他やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から<u>要介護高齢者手当</u>を支給する。この場合において、埼玉県内の他の市町村から<u>要介護高齢者手当</u>に相当する手当の支給を受けていたときは、その支給を受けた月分の<u>要介護高齢者手当</u>は、支給しない。</p> <p>(受給資格の消滅)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) <u>要介護高齢者</u>に該当しなくなつたとき(死亡したときを含む。)</p> <p>(2) <u>第3条第1項各号</u>に掲げる要件を備えなくなつたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(届出)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第3条第1項各号</u>に掲げる要件を備えなくなつたとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p>
---	---

(2) 新旧対照表 (上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例)

現 行	改正案
<p><u>上尾市要介護高齢者等介護者慰労金支給条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>要介護高齢者等</u>を介護している者に対して<u>上尾市要介護高齢者等介護者慰労金</u>(以下「慰労金」という。)を支給することにより、介護の労をねぎらい、かつ、励まし、もって在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>要介護高齢者等</u>」とは、市内に住所を有する65歳以上の者(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第24項に規定する介護保険施設その他規則で定める施設に入所している者を除く。)で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p><u>上尾市要介護高齢者介護者慰労金支給条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>要介護高齢者</u>を介護している者に対して<u>上尾市要介護高齢者介護者慰労金</u>(以下「慰労金」という。)を支給することにより、介護の労をねぎらい、かつ、励まし、もって在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>要介護高齢者</u>」とは、市内に住所を有する65歳以上の者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定による要介護認定、同法第28条の規定による要介護認定の更新又は同法第29条若しくは第30条の規定による要介護状態区分の変更の認定において、その</p>

(1) 介護保険法第27条の規定による要介護認定、同法第28条の規定による要介護認定の更新又は同法第29条若しくは第30条の規定による要介護状態区分の変更の認定において、その該当する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に掲げる要介護4又は同項第5号に掲げる要介護5であること。

(2) 継続して、前号に規定する要介護4又は要介護5に定める状態に相当すると認められる状態にあること。

(支給要件)

第3条 慰労金は、要介護高齢者等と同居し、かつ、常時介護している者（介護している者が複数であるときは、そのうちの1人とする。次項において同じ。）に対して支給する。

2 慰労金は、要介護高齢者等と同居し、かつ、常時介護している者に変更の生じた場合においても、当該変更の生じた日の属する月分の慰労金を既に支給しているときは、これを支給しない。

(慰労金の額)

第4条 慰労金の額は、要介護高齢者等1人につき月額10,000円とする。

(支給期間)

該当する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に掲げる要介護4又は同項第5号に掲げる要介護5であるものをいう。

(支給要件)

第3条 慰労金は、要介護高齢者と同居し、かつ、常時介護している者（介護している者が複数であるときは、そのうちの1人とする。第4項において同じ。）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、要介護高齢者が次に掲げる施設に入所し、又は入院しているときは、慰労金を支給しない。

(1) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める施設

3 前項の規定は、月の初日から末日までの全ての期間にわたり引き続いて、同項各号に掲げる施設に入所し、又は入院した場合に限り適用するものとする。

4 慰労金は、要介護高齢者と同居し、かつ、常時介護している者に変更の生じた場合においても、当該変更の生じた日の属する月分の慰労金を既に支給しているときは、これを支給しない。

(慰労金の額)

第4条 慰労金の額は、要介護高齢者1人につき月額10,000円とする。

(支給期間)

<p>第6条 慰労金は、認定の申請をした日の属する月から慰労金を支給すべき事由が消滅した日_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の属する月まで支給する。</p>	<p>第6条 慰労金は、認定の申請をした日の属する月から慰労金を支給すべき事由が消滅した日の前日（要介護高齢者が月の初日から末日までの<u>全ての期間にわたり引き続いて、第3条第2項各号に掲げる施設に入所し、又は入院した場合にあっては、当該月の初日の前日</u>）の属する月まで支給する。</p>
--	--

3 施行期日

平成29年12月1日

議案第 23 号

「上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

防火対象物の消防用設備等の状況が法令の規定に違反する場合は、その旨を公表する制度を設けるための改正

2 内 容

(1) 公表制度の目的

法令に違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者へ公表することにより利用者の防火安全に対する認識を高め、もって火災被害の軽減を図るもの

(2) 公表の対象となる防火対象物

規則で定めることとなるが、総務省消防庁の通知の趣旨を踏まえると、次に掲げる防火対象物が対象となる。

ア 不特定多数の者が出入りする防火対象物

イ 避難が困難な者が利用する防火対象物

(3) 公表の対象となる違反の内容

規則で定めることとなるが、総務省消防庁の通知を踏まえると、法令の規定により設置しなければならない次に掲げる消防用設備等が未設置であることが対象となる。

ア 屋内消火栓設備

イ スプリンクラー設備

ウ 自動火災報知設備

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

